

## 岐阜聖徳学園大学附属幼稚園園則の細則

第1条 この細則は、岐阜聖徳学園大学附属幼稚園園則（以下「園則」という）第20条の規定にもとづき園則第13条、14条及び16条の運用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

第2条 園則第13条の規定によるほう賞は次のとおりとする。

- (1) 皆勤賞 1年間を通じ皆出席した園児に与える。
- (2) 精勤賞 1年間を通じ欠席が3日以内の園児に与える。
- (3) 優秀賞 すぐれた行為があり、他の模範となる園児に与える。

第3条 園則第14条の規定による所定の手続は、次のとおりとする。

- (1) 入園志願者は、本園所定の入園願書に入園手数料を添えて提出するものとする。
- (2) 退園しようとする者は、その理由を付して保護者より園長に届け出るものとする。
- (3) 休園（1か月以上の欠席）しようとする者は、その理由を付して保護者より園長に届け出るものとする。ただし、病気の場合は診断書を添付するものとする。
- (4) 転園しようとする者は、その理由と転園先を付して届け出て、在園証明書の交付を受けるものとする。

第4条 園則第16条第2項の規定によるその他の費用は、次のとおりとする。

- (1) 音楽教室授業料（実験実習料）月額3,300円、ただし、徴収月は音楽教室を開室した月とする。
- (2) 教育充実費月額 4,000円
- (3) その他負担金月額 2,800円

2 前項の費用については、月の初日から月の末日まで欠席した場合は、保護者の請求により還付することができる。

### 附 則

この細則は、昭和60年4月1日から実施する。

### 附 則

この細則は、昭和62年4月1日から実施する。

### 附 則

この細則は、平成2年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成3年4月1日から施行する。

### 附 則

この細則は、平成10年4月1日から施行する（校名変更）。